平成２４年（フ）第９７９号
札幌市西区二十四軒４条４丁目４番27号　二十四軒グリーンハイツ２号
債務者　福井　信幸
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０３４号
札幌市白石区北郷４条11丁目11番１号　クレストール北都103号
債務者　大岡　政昭
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０７３号
埼玉県南埼玉郡白岡町新白岡３丁目21―１
松本方、住民票上の住所札幌市西区西野４条５丁目10番５号
債務者　熊井　幾子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０８６号
札幌市東区北９条東３丁目１番１―203号
債務者　村上　聖子（旧姓沓掛）
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１０１号
札幌市厚別区厚別中央２条１丁目２番22―206号
債務者　田中　孝雄
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１２５号
札幌市西区西野８条９丁目９番７号
債務者　畠山　寛子（旧姓加賀美・夏堀）
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１３１号
北海道江別市大麻南樹町６番地　R21―22
債務者　高橋　優子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１３４号
北海道江別市豊幌花園町25番地の８
債務者　板垣　直喜
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１３６号
札幌市西区宮の沢２条１丁目10番１号　清和マンション５号
債務者　石井　武志
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１５８号
札幌市北区篠路４条８丁目８番６号　ミモレ篠路２階
債務者　川崎　忠雄
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１７２号
札幌市白石区本郷通９丁目南２番10号　林ビル702号
債務者　小野　弘美
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１７４号
札幌市東区北28条東15丁目２番20―101号
債務者　佐々木利文
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７号
岩手県久慈市大川目町第２地割39番地１　小倉貸家Ａ号室、旧住所岩手県久慈市大川目町第２地割20番地25
債務者　水穴留美加
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２４年（フ）第２９号
山形県酒田市北新橋２丁目１番地の９
債務者　佐藤　真理
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２４年（フ）第５０号
群馬県前橋市荒牧町897番地１　メゾンサンシルク201号
債務者　髙橋　　京（旧姓矢嶋）
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１０９号
群馬県前橋市公田町648番地
債務者　山田　　剛
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係